

シルバー派遣事業に係る情報提供について

(令和7年度事業報告書より)

区分	1.派遣労働者数（人）	2.派遣先事業所数（社）	3.派遣料金の平均額（円）	4.派遣会員の賃金の平均額（円）	5.マージン率	6.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結
徳島市事務所	365	161	11,453	8,983	21.6%	—
阿南市事務所	31	11	13,809	10,719	22.4%	—
藍住町事務所	19	11	12,024	9,591	20.2%	—
鳴門市事務所	95	39	11,331	8,767	22.6%	—
三好市事務所	22	11	11,387	8,796	22.8%	—
美馬市事務所	22	9	11,778	9,322	20.9%	—
北島町事務所	36	10	10,691	8,301	22.4%	—
小松島市事務所	15	6	11,148	8,473	24.0%	—
吉野川市事務所	10	7	11,450	9,054	20.9%	—
阿波市事務所	36	14	11,613	8,890	23.4%	—
勝浦町事務所	4	2	12,976	9,830	24.2%	—
つるぎ町事務所	36	12	10,568	8,440	20.1%	—
連合本部事務所（板野町）	5	9	11,740	8,953	23.7%	—
連合本部事務所（石井町）	5	5	10,462	8,097	22.6%	—
連合本部事務所（松茂町）	14	8	11,491	9,122	20.6%	—
連合本部事務所（東みよし町）	2	2	10,203	8,474	16.9%	—
連合本部事務所（美波町）	2	3	11,450	8,793	23.2%	—
連合本部事務所（海陽町）	2	1	12,657	9,713	23.3%	—
連合本部事務所（那賀町）	3	1	10,737	8,364	22.1%	—
連合本部事務所（牟岐町）	19	9	10,630	8,104	23.8%	—
県全体	743	331	11,480	8,939	22.1%	

※派遣料金の平均額=(労働者派遣の料金総額)/(派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間

※派遣会員の平均賃金=(派遣会員の総賃金)/(派遣会員が従事した総時間数) × 8時間

（平均賃金は、労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）

※マージン率=(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額

※労働者派遣法第30条の4第1項に係る待遇決定方式＝派遣先均等・均衡方式（労使協定締結なし）

○派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1)キャリアコンサルティングの相談窓口：TEL088-665-5533
- (2)キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	会員入会時	入職時会員	Off-jt	事業主	無償	無償
技能研修「運転」	派遣中	指定する会員	ojt	事業主	無償	有償
接遇・コンプライアンス研修	派遣中	希望する全会員	Off-jt	事業主	無償	有償

※実施事務所ごとに実施内容が異なります。

○福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
- （公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以上